

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団の組織改革について

区は、「区と公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（以下「財団」という。）の役割分担のあり方」について検討し、令和5年度から財団を非公募で文化会館・グリーンホール（以下「文化会館等」という。）の指定管理者とする方向性を確認した（令和2年第1回定例会（令和2年2月18日区民環境委員会）「文化会館・グリーンホールにおける指定管理者の今後の方向性について」にて報告済み）。これを踏まえ、財団は文化会館等の指定管理者を担うべく、組織の改革・強化に取り組んでいく。

1 財団による文化会館等の指定管理

財団と現指定管理者であるJYS共同事業体（以下、「JYS」という。）は、それぞれ区の地域文化の振興や文化会館等のサービス向上に成果を上げてきた。しかし一方で、文化芸術活動の窓口や企画機能の重複などが生じている。また、文化芸術のさらなる振興を図るためには、特色ある文化芸術をつくる文化事業と文化活動を支援する貸館事業を一体として実施することが必要となっている。

財団は、30年以上にわたり区の文化政策を担い、行政と区民の中間組織として文化芸術振興を牽引し、区内外の文化芸術団体や専門家を支援し協力する関係を築いてきた。財団は、今後もこの関係を継続し、充実させていくとともに、地域文化の発掘・創造や担い手の育成などにかかる専門性を高めていくことが求められる。

こうしたことから、財団の継続性と専門性を高める組織の改革・強化を推進し、文化会館等の指定管理者として文化事業と貸館事業を一体的に行うことで、拠点機能を強化し、区の文化芸術活動をさらに発展させていく。

2 今後の財団のミッション

- (1) 文化芸術をとおして創造性をはぐくみ、心豊かな区民生活の実現とまちの個性と魅力を高める。
 - ・文化芸術に親しみ楽しむまちづくり
 - ・区民の創造活動支援
 - ・文化芸術による人育て
 - ・特色ある文化芸術活動のわかりやすい発信
- (2) 区の文化芸術の特性・資源を活かし、区民主体の文化芸術活動の新たな広場となる。
 - ・区内芸術家の発掘と紹介
 - ・文化芸術活動を行う区民との連携強化
 - ・区民参加型事業の拡充
- (3) 誰もが参加し享受できる社会的包摂機能を持つ文化芸術活動を展開する。
 - ・多様な人々が集い交流する場づくり
 - ・地域課題の解決支援

3 今後必要な組織の改革・強化

(1) 人事・給与制度の整備

- ①就業規則等の整備、人事・給与制度の再構築と規程整備
- ②固有職員（専門人材）の採用、研修計画の策定
- ③組織の拡充再編

(2) 運営基盤の強化

- ①経営会議の設置（事業計画、組織管理）
- ②税理士、社会保険労務士との顧問契約
- ③人事・給与・勤怠・文書管理等のシステム導入及び再構築
- ④情報セキュリティ体制の強化

4 文化会館等の新たな運営体制

(1) 運営体制の主な変更点

- ・指定管理者と財団が別々に行っていた文化事業を、財団に一本化する。
- ・文化事業とその他の各業務を一体として行うとともに、再委託の活用により効率的かつ専門性を高めた運営体制とする。

(2) 新たな運営体制

現行の運営体制	新たな運営体制
指定管理業務 (指定管理者：J Y S) 館長 — 総務課（人事/総務/庶務/経理） — 事業課（文化事業/P R 業務） — サービス課（貸館受付/チケット販売） — 維持管理課（建物保守/修繕） — 舞台運営課（舞台運営/催事支援） 財団業務 財団 — 文化係（文化事業/P R 業務）	指定管理業務 (指定管理者：財団) 館長 — 庶務係（人事/総務/庶務/経理/施設管理調整） — 文化事業係（文化事業/P R 業務） （再委託） サービス業務（貸館受付/チケット販売） 維持管理業務（建物保守/修繕） 舞台運営業務（舞台運営/催事支援）

※財団の指定管理業務に関する運営体制のみ（国際交流を除く）

5 財団による指定管理に向けて

令和2年度から人事制度の整備等、新しい財団の体制構築に向けた準備に取り掛かり、令和5年度の財団による指定管理をめざす。